

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
430	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	「・・・減価償却費相当額を上限として、・・・残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。」とありますが、原則として減価償却相当額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
431	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	「健全度等を評価」とありますが、健全度の評価方法や現在の施設の健全度についてご教示願います。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい) また、運営権設定対象施設の健全度は、参考資料集17「状態監視保全設備健全度一覧」及び参考資料集18「状態監視保全設備健全度判定表」で示しています。
432	意見	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	健全度等の評価による残存価値の算出は、浜松市が別途予算化し協定当事者である浜松市と運営権者以外の第三者によるものが望ましいと考えます。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
433	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	「・・・市が、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金額を支払う。」とありますが、要求水準書(案)第6章(1)で示される施設機能を満たせば、改築に係る費用の10分の1相当は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
434	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	「・・・減価償却費相当額を上限として、・・・残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。」とありますが、公平性を期すためにも、残存価値は市と運営権者との協議により勘案し、その対価を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
435	意見	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	運営業者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却相当額を上限として、市は健全度等を評価の上、残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を払う、とあるが、健全度等の評価基準の明示をお願いします。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
436	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	評価基準を御提示願います。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
437	意見	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	(イ)事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰延資産相当額に関して、減価償却費相当額＝市の支払う対価としていただかないと、未回収リスクを考慮した事業設計とせざるを得ず、資金調達や事業費高騰にもつながるため、再考をお願いします。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
438	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における 運営権者の改築に係る 税務上の繰り延べ資産相 当額	運営権者の立替負担する改築に係る費用の10分の1の残金は、事業期間終了時に満額 支払って頂けるものと考えますが、査定をするということですか？	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1) 施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求 水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
439	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における 運営権者の改築に係る 税務上の繰り延べ資産相 当額	「市は、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う」と なっていますが、評価の基準がありましたらご開示下さい。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1) 施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求 水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
440	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における 運営権者の改築に係る 税務上の繰り延べ資産相 当額	「市は、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。」と ありますが、具体的な評価方法は、実施契約書(案)等で公表されますでしょうか。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1) 施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求 水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
441	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(イ)事業終了日における 運営権者の改築に係る 税務上の繰り延べ資産相 当額	「市は、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う」とあ ります。 健全度等に含まれる内容及び評価基準についてご教示ください。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1) 施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求 水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)
442	意見	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(7)運営権者の提案によ る利用料金設定割合の改 定	「イ 使用料等の改定」の最後の文における「事業計画の達成度を評価し」は、削除してい ただけますようお願い致します。「業務の適切かつ確実な履行」、「要求水準の達成」につ いては、モニタリングの手続きが設けられておりますが、「事業計画の達成」の評価はこの モニタリングとの区別がつかず、場合によっては両方とも適用される(使用料等の改定如 何及び改定の金額に影響を与える上に、モニタリング手続きにおいて改善措置・違約金の 対象となる)可能性があるためです。また、モニタリングの具体的な方法等は実施契約書 (案)に示していただけたることですが、事業計画の達成度の評価にあたっての具体的 な方法等は不明です。よって、モニタリング手続きに一本化していただけますよう、お願い 致します。	実施方針の同項目に係る「事業計画の達成度を評価し」の表記は、募集要項及び実施契 約書(案)において、「提案の合理性及び妥当性を評価し」と修正しました。
443	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(7)運営権者の提案によ る利用料金設定割合の改 定	5年に1回の設定割合の提案(平成35年度、40年度、45年度)においては、割合の改定が 無くとも、料金設定割合は現行割合に再「設定」がされるものとの理解でよろしいでしょ うか。	運営権者から提案がなかった場合又は提案があったとしても改定に至らなかった場合は、 現行割合に再「設定」されることにはなりません。なお、実施方針7P第1(11)イ(イ)の「直 近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に」については、募集要項及び実施契約 書(案)において、「直近3年の間に」と修正しました。詳細は募集要項及び実施契約書 (案)をご確認下さい。
444	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(イ)事業環境の著しい 変化に伴う利用料金設定 割合の改定	国補助金の要望額に対して交付額が相違し、市と協議の上で計画の見直しなどを行い、 交付額に応じた改築の実施をした際、以後、運営権者が実施する本事業の運営に多大な 影響を及ぼすものとなるため、事業環境の著しい変化に伴う利用料金割合の改定発意事 項に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と協議の上で計画の 見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とします。その上で、交付額との乖 離が著しく相違することで要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増加す る場合は、利用料金設定割合の協議の対象となります。
445	意見	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(イ)事業環境の著しい 変化に伴う利用料金設定 割合の改定	「イ(ア) 運営権者の提案による利用料金設定割合の改定」の第二文における「事業計画 の達成度を評価し」は、削除していただけますようお願い致します。「業務の適切かつ確実 な履行」、「要求水準の達成」については、モニタリングの手続きが設けられておりますが、 「事業計画の達成」の評価はこのモニタリングとの区別がつかず、場合によっては両方とも 適用される(使用料等の改定如何及び改定の金額に影響を与える上に、モニタリング手続 きにおいて改善措置・違約金の対象となる)可能性があるためです。また、モニタリングの 具体的な方法等は実施契約書(案)に示していただけたることですが、事業計画の達成 度の評価にあたっての具体的な方法等は不明です。よって、モニタリング手続きに一本化 していただけますよう、お願い致します。	実施方針の同項目に係る「事業計画の達成度を評価し」の表記は、募集要項及び実施契 約書(案)において、「提案の合理性及び妥当性を評価し」と修正しました。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
446	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	「本市の下水道事業会計財政状況等を勘案しつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。」とありますが、具体的な評価方法は、実施契約書(案)等で公表されますでしょうか。	実施方針の同項目に係る「事業計画の達成度を評価し」の表記は、募集要項及び実施契約書(案)において、「提案の合理性及び妥当性を評価し」と修正しました。
447	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	「イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定」における「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間」は、具体的には、3年以内に市又は運営権者が協議申入れを行う必要があるという意味でしょうか？3年間の意味を具体的にご教示下さい。	実施方針7P.第1(11)イ(イ)の「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に」については、募集要項及び実施契約書(案)において、「直近3年の間に」と修正しました。詳細は実施契約書(案)をご確認下さい。 「直近3年の間に」とした根拠は、運営権者による料金改定提案及び利用料金設定割合改定提案が5年に1回発意可能としており、当該提案時期を補うことを目的としたときに、臨時的な改定協議は3年以内とすることが妥当であると市が考えるからです。
448	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	「直近の料金設定割合の設定から3年間に事業環境が著しく変化し、経営に影響を及ぼす場合、臨時的に設定割合の改定等の協議を行うことができる」とあるが、3年目以降の環境変化に対する経営影響は5年に1回の提案期間(平成35年度、40年度、45年度)にしか協議できないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針7P.第1(11)イ(イ)の「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に」については、募集要項及び実施契約書(案)において、「直近3年の間に」と修正しました。詳細は実施契約書(案)をご確認下さい。
449	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定については、「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合」とありますが、直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間は協議を行うことができないということでしょうか。別紙2に「随時」と表記があるため、協議が「随時」なのか「3年経過後」なのかを確認させてください。	実施方針7P.第1(11)イ(イ)の「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に」については、募集要項及び実施契約書(案)において、「直近3年の間に」と修正しました。詳細は実施契約書(案)をご確認下さい。
450	意見	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	最悪のケースとして、改定直後に事業環境が著しく変化する場合は、協議まで3年間も待つことは出来ません。著しく変化した場合は、最短四半期毎に改定していただきたい。 例えば、電気料金は、直近一年間の実績で約7千万円、直近3年間の実績で約137百万円が高騰しております。	実施方針7P.第1(11)イ(イ)の「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に」については、募集要項及び実施契約書(案)において、「直近3年の間に」と修正しました。詳細は実施契約書(案)をご確認下さい。
451	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に、～」とありますが、3年間の設定根拠についてご教示願います。	実施方針7P.第1(11)イ(イ)の「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に」については、募集要項及び実施契約書(案)において、「直近3年の間に」と修正しました。詳細は実施契約書(案)をご確認下さい。 「直近3年の間に」とした根拠は、運営権者による料金改定提案及び利用料金設定割合改定提案が5年に1回発意可能としており、当該提案時期を補うことを目的としたときに、臨時的な改定協議は3年以内とすることが妥当であると市が考えるからです。
452	意見	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受イ(イ)事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	イ(イ)「事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定」は直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間の事業環境に対して臨時的に協議できるということですが、4年目はなぜ対象にならないのでしょうか。事業環境の著しい変化に柔軟に対応する為、4年目以降も同様の協議が可能となる様を望みます。	実施方針7P.第1(11)イ(イ)の「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に」については、募集要項及び実施契約書(案)において、「直近3年の間に」と修正しました。詳細は実施契約書(案)をご確認下さい。
453	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受イ(ウ)法令等変更又は市計画変更に伴う利用料金設定割合の改定	ここでの(ウ)運営権者が負担する費用の「著しい増減」について、数値的な目安はございますでしょうか	定量的な協議発動要件については、設定しません。
454	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担	「その費用負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。」とありますが、協議が整わない場合の処置についてご教示ください。	募集要項及び実施契約書(案)において、当該箇所を削除しました。
455	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ)改築に係る業務	繰延資産相当額の算定に際し、残存価値の具体的な評価方法をご教示願います。	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額については、要求水準書(案)第11章(1)施設機能確認に示す基準を満たせば、その全額を支払うこととします。(募集要項、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい)

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
456	質問	16	第2	5	(4)	運営権の設定及び実施契約の締結	「・・・運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書(案)の修正には原則として応じない」とありますが、下水道における初のコンセッションを成功裏に導くためにも、運営権者と十分協議の上、実施契約書を結ぶとの理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定後に実施契約書(案)の基本事項を修正することは、事業者選定の公平性を失いかねないため、原則として行いません。ただし、附帯事業又は任意事業等、運営権者の提案により定まる事項については、協議の上、実施契約書に反映することとなります。
457	質問	16	第2	5	(4)	運営権の設定及び実施契約の締結	「市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない」とあります。競争的対話から締結までに社会情勢の変化など、修正が必要となった場合は、変更に応じていただけるものと解釈いたしますが、よろしいでしょうか。	優先交渉権者選定後に実施契約書(案)の基本事項を修正することは、事業者選定の公平性を失いかねないため、原則として行いません。ただし、附帯事業又は任意事業等、運営権者の提案により定まる事項については、協議の上、実施契約書に反映することとなります。
458	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	「事業継続措置に必要な費用については、市と運営権者で協議する。」とありますが、具体的な範囲、金額、割合等をご教示願います。下水道事業という公共インフラ事業であることを鑑みると、事業全体が国庫負担対象として事業継続措置を実施し、義務事業及び附帯事業は国庫負担で財源確保できると理解しておりますが、運営権者の負担の程度によって資金調達が必要となる場合もありますので、具体的な記載をお願いするものです。	不可抗力による増加費用又は損害が生じたときの負担方法については、実施契約書(案)をご確認下さい。
459	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	「市が事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う義務がある。」とありますが、それに伴うリスクは、市が負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による増加費用又は損害が生じたときの負担方法については、実施契約書(案)をご確認下さい。
460	意見	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	「・・・事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め」について、事業締結時等、予め役割分担の素案を定めておく旨の記載が必要と思います。	不可抗力発生時の役割分担等の詳細は、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい。
461	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	BCPの作成の期限や対象範囲、精度に関しては、要求水準で明示されるとの理解で宜しいでしょうか？また作成に必要なデータは市側が準備するとの理解でよろしいでしょうか？またBCPの対象となる事象は「不可抗力」のみとの理解でよろしいでしょうか？	運営権者が作成する業務継続計画(BCP)の詳細は、要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい。
462	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	「① 不可抗力」の一段落目「また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP(Business Continuity Plan)に従い初期対応を行う。」とありますが、要求水準書(案)別紙8「浜松市上下水道BCPの概要」では、「初期対応」とは異なる、「初動対応」、「応急復旧」、「緊急措置」などの用語が使用されており、また「応急復旧」には5週間程度要すると想定しています。このような不可抗力事由に起因する措置が全て運営事業者のみの費用負担となるのは過大なリスク分担であるため、本条「また」以下で規定する初期対応の費用は、市にご負担いただくか、または市・運営事業者間で協議と考えて宜しいでしょうか。	運営権者が作成する業務継続計画(BCP)の詳細は、最新の要求水準書(案)及び実施契約書(案)をご確認下さい。
463	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	①不可抗力の中に原子力発電所事故対応は含まれるのでしょうか。また、その際の対応は市側と考えてもよろしいでしょうか。	「原子力発電所事故対応」が、実施契約書(案)の不可抗力の規定に該当すれば、不可抗力の対象となります。詳細は、実施契約書(案)をご確認下さい。
464	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動 ⑤物価の変動	リスクについて、直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に、と期間を限定していますが、5年間の内の3年間であり、4年目以降に著しい事業環境の変化が生じた場合、残りの2年間は自己責任となってしまいます。ともに予想が難しいものであり、期間の限定は適さないと考えますがいかがでしょうか。	実施方針7P.第1(11)イ(イ)の「直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に」については、募集要項及び実施契約書(案)において、「直近3年の間に」と修正しました。詳細は実施契約書(案)をご確認下さい。
465	質問	34	別紙 3			リスク分担表 工事費の増大	負担者について運営権者が(○)でリスク事象の発生状況により負担者及び負担割合が変わるとなっていますが、その基準がありましたらご教示下さい。	実施契約書(案)第7章「改築に係る企画、調整、実施に関する業務等」をご確認下さい。

頁、章、節、細節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。